

主なご質問とその回答

1 指定管理者制度の導入について

ご質問	回答
指定管理者にすべてを任せて、教育委員会は関わらないということか。	市の施設であることに変わりはないので、適切に運営を行っているかどうかは教育委員会がチェックしていく。
指定期間は5年間となっているが、期間ごとに運営や指定管理者の見直しを行うのか。	モニタリングを行い、運営方法の見直しは必要に応じて随時行うとともに、運営内容に対する評価を行っていく。指定管理者は非公募であるため、5年後も運営状況に問題がなければ継続するものと考えている。
指定管理者制度を導入しても利用方法は変わらないが、運営がこれまでよりも良くなるということか。	主催講座や修繕等を充実させ市民サービスを向上させる。
公民館図書室も指定管理となるのか。	公民館併設の図書室も含めて指定管理となるが、図書館ネットワークを含めた利用方法はこれまでと同じである。

2 公民館の利用方法について

ご質問	回答
公民館の予約方法や利用方法はどのようになるのか。	予約方法や利用方法に変更はない。 インターネット予約の方法や、ID等も変わらない。
定期使用団体の取扱いはどのようになるのか。	これまでどおりの取扱いを各館の実情に応じて継続していく。

3 運営内容について

ご質問	回答
どのような方向で事業を増やしていくのか。	現代的課題や市民意識の醸成、ボランティアの育成に関する講座を増やしていく。5年間で300講座、1館平均で6～7講座増やしていく。
主催講座を増やすとのことだが、現在諸室の予約がなかなか取りにくい。その上で主催講座を増やすと、さらに予約しにくくなるのではないか。	現在利用されているサークル活動に配慮しながら主催講座を充実させていく。
1館当たりの修繕費はどれくらい増えるのか。	平均すると1館当たり30万円から40万円程度の修繕予算だったが、公益財団法人千葉市教育振興財団から60万円から70万円程度にしたいとの提案を受けている。
今の職員はいなくなるのか。また、公益財団法人千葉市教育振興財団は現在86人しか職員がいないが、職員は新たに雇用するのか。	公民館は地域との繋がりが重要であるため、本人の希望等にもよるが、嘱託館長を含めて現在勤務している非常勤嘱託職員等については、なるべく継続して勤務してもらいたいと考えている。その上で、不足する職員は新たに採用する。なお、定年前の市正規職員は市の他部署へ異動となる。
これまでと公民館管理運営費の執行の仕組みはどう変わるのか。	現在は市が直接予算を執行しているが、今後はこれまでと概ね同程度の公民館管理運営費を指定管理料として指定管理者に支払い、指定管理者はそれを元に管理運営を行う。
公民館の職員数は変わらないのに、なぜ報償費や修繕料が倍増するのか。	公民館管理運営費全体の予算はそれほど変わらないが、その配分が変更される。人件費について、定年前の市正規職員を引き揚げ、指定管理者が雇用する職員を配置することで節減される。その節減された予算を報償費、修繕料及び図書購入費等の増額に充てる。
公民館は避難所に指定されているが、指定管理者制度導入後はどうなるのか。	指定管理者制度導入後も公民館は本市の公共施設であり、災害時に避難所として開設することに変わりはない。備蓄品の配置も従来同様で、避難所が開設される場合には直近要員も変わらず参集する。指定管理者とは協定を締結し、施設管理者として避難所の運営に協力することとなっている。

4 その他

ご質問	回答
公益財団法人千葉市教育振興財団とはどのような法人なのか。	千葉市が出資した非営利の法人で、教育・文化に関する事業を行っている。生涯学習センター、美術館、市民ギャラリー・いなげの指定管理者となっている。
今後、有料化する可能性はあるのか。	現在は、有料化は考えていない。今後、有料化の議論が起きる可能性はあるが、様々な視点から総合的に検討すべき課題と考えている。